改正後	改正前
⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由	⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
⑾　［略］	⑾　［同上］
［七～十一　略］	［七～十一　同上］
2　［略］	2　［同上］
（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）	（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）
第五十二条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。	**第五十二条**　［同上］
一　附則第五十条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類	一　［同上］
イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類	イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
［ロ・ハ　略］	［ロ・ハ　同上］
［二～七　略］	［二～七　同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務規程の記載事項）	（業務規程の記載事項）
第九条　法第百五十六条の八十七第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第九条**　［同上］
［一～九　略］	［一～九　同上］
十　特定金融指標算出業務が適正に遂行されることを確保するための内部監督に係る部門（以下「内部監督部門」という。）に関する次に掲げる事項	十　［同上］
イ　内部監督部門の職務（次に掲げる職務を含む。）	イ　［同上］
［(1)～(9)　略］	［(1)～(9)　同上］